

掲示事項

(令和6年4月1日現在)

運営規程の概要

フリガナ	ケアプランセンターユキちゃん						サービスの種類	居宅介護支援	
事業所名	ケアプランセンターユキちゃん						事業所番号	2672800519	
所在地	〒610-0121 城陽市寺田樋尻56番地の29						フリガナ	スズキ ユキ	
							管理者	鈴木 有起	
連絡先	電話番号	0774-52-3159				FAX番号	0774-52-3159		
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	
	休	○	○	○	○	○	休	休	
営業時間	平日	9:00~18:00						備考	緊急時のご用件の場合は、営業時間外でも可能な限り担当介護支援専門員直通の携帯電話にて対応します。
	土曜日	/							
	日曜・祝日	/							
利用料	法定代理受領分			厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)					
	法定代理受領分以外			厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)					
その他の費用	交通費は通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、公共交通機関やタクシーでの移動に要した実費を請求します。								
通常の事業の実施地域	城陽市、京田辺市、宇治市(広野町、寺山台、大久保町)							備考	上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

介護支援専門員の勤務体制

従業者の職種	常勤・非常勤の別		専従・兼務の別		兼務の場合
	常勤	非常勤	専従	兼務	兼務する職種
管理者	1	/	1		
介護支援専門員	1		1		
事務職員					

秘密の保持

- 当事業所の介護支援専門員その他の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、介護支援専門員その他の従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

事故発生時の対応

- 当事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

サービスに関する相談・苦情の窓口	受付時間	電話番号
当事業所(窓口責任者:鈴木有起)	9:00~18:00	0774-52-3159
城陽市高齢介護課	8:30~17:15	0774-56-4037
京田辺市健康福祉部介護保険課		0774-64-1373
宇治市健康長寿部会后保険課		0774-22-3141
京都府国民健康保険団体連合会	9:00~17:00	075-354-9090

第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

利用料その他の費用の額

・基本部分

当事業所の体制	取扱要件	利用料 (1か月あたり)		利用者負担金	
				(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
	居宅介護支援費(I i) 〈取扱件数が40件未満〉	要介護度1・2	11,316円	無 料	11,316円
		要介護度3・4・5	14,702円		14,702円
	居宅介護支援費(I ii)の場合 〈取扱件数が40件以上60件未満〉	要介護度1・2	5,668円		5,668円
		要介護度3・4・5	7,335円		7,335円
	居宅介護支援費(I Ⅲ)の場合 〈取扱件数が40件以上60件未満〉	要介護度1・2	3,396円		3,396円
		要介護度3・4・5	4,397円		4,397円
該当せず	居宅介護支援費(Ⅱ i) 〈取扱件数が40件未満〉	要介護度1・2	11,316円		11,316円
		要介護度3・4・5	14,702円		14,702円
該当せず	居宅介護支援費(I ii)の場合 〈取扱件数が40件以上60件未満〉	要介護度1・2	5,491円		5,491円
		要介護度3・4・5	7,116円		7,116円
該当せず	居宅介護支援費(I Ⅲ)の場合 〈取扱件数が40件以上60件未満〉	要介護度1・2	3,292円		3,292円
		要介護度3・4・5	4,272円		4,272円

・加算及び減算

当事業所の体制	加 算	利用料 (1か月あたり)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
	初回加算	3,126円		3,126円
	入院時情報連携加算(I)	2,602円		2,602円
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,084円		2,084円
	通院時情報連携加算	521円		521円
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,689円		4,689円
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,252円		6,252円
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,252円		6,252円
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,815円		7,815円
	退院・退所加算(Ⅲ)	9,378円		9,378円
	ターミナルケアマネジメント加算	4,168円		4,168円
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円		2,084円
該当せず	特定事業所加算Ⅰ	5,407円		5,407円
該当せず	特定事業所加算Ⅱ	4,386円		4,386円
該当せず	特定事業所加算Ⅲ	3,365円		3,365円
該当せず	特定事業所加算A	1,187円		1,187円
該当せず	特定事業所医療介護連携加算	1,302円		1,302円
該当せず	特定事業所集中減算	-2,084円		-2,084円
該当せず	運営基準減算	居宅介護支援費の50%を算定		
該当せず	運営基準減算(2月以上続いた場合)	居宅介護支援費を算定しない		
該当せず	同一建物減算	居宅介護支援費の95%を算定		
該当せず	高齢者虐待防止措置未実施減算	居宅介護支援費の▲1%を算定		
該当せず	業務継続計画未策定減算	居宅介護支援費の▲1%を算定		

・通常の事業実施地域以外へのサービス提供

当事業所の体制	加 算	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
該当せず	居宅介護支援費に5%加算されま す。	無 料	居宅介護支援費区分及び要介護 度によって異なります。